

大阪市告示第1728号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により、指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により別紙のとおり公示する。

令和6年12月20日

大阪市長 横山英幸

（福祉局障がい者施策部運営指導課）